

○奈良県警察機動隊の運営に関する訓令

(昭和43年12月27日本部訓令第24号)

この訓令は、奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）第51条の規定に基づき、機動隊の運営について、必要な事項を定めたものです。